

第30回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和5年12月12日 火曜日 午後1時30分
県庁11F 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 新谷 栄作

(2) 議事事項

① 小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等について

② 石川県資源管理方針の変更について

③ さんま、まあじ、まいわし、かたくちいわし及びうるめいわしの令和6管理年度における漁獲可能量の決定及び公表等について

④ 11月の許認可実績について

⑤ その他

(3) 通知を發した年月日 令和5年12月5日

3. 出席者

出席委員（15名）

会長 新谷 栄作

会長代理 五十嵐誠一

委員 小川 英樹

〃 坂下 優

〃 中村 明子

〃 太田 均

〃 川島 和彦

〃 中 浩二

委員 稲村 幸雄

〃 勝木 省司

〃 杉野 哲也

〃 中村 浩二

〃 木戸 信裕

〃 笹波 守勝

〃 橋本 勝寿

欠席委員（0名）

水産課 沢田課参事、坂本主任技師、原田主任技師、川田技師

事務局 木本局長、山岸主任技師

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等について

(資料1参照)

① 制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

② 許可等の取扱方針の一部改正について

上記諮問にかかる許可等の取扱方針の一部改正を承認した。

(2) 石川県資源管理方針の変更について（諮問）

(資料2参照)

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

(3) さんま、まあじ、まいわし、かたくちいわし及びうるめいわしの令和6管理年度における漁獲可能量の決定及び公表等について（諮問）

(資料3参照)

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

- (4) 11月の許認可実績について
水産課より報告を受けた。

(資料4参照)

6. 委員会終了時間 午後2時15分

第30回海区漁業調整委員会の議事の顛末

木 本 局 長 定刻となりましたので、第30回石川海区漁業調整委員会を開催します。
なお、本日は、県議会対応のため、水産課の藤原課長は欠席させていただきます。
それでは、開会にあたり、新谷会長からご挨拶をお願いします。

新 谷 会 長 ご苦労様でございます。年の瀬の忙しい中、ご出席賜りありがとうございます。12月に入り鰯-1グランプリも行われ、煌の認定もスタートし、漁の方も順調に推移しているように思います。浜の方もおかげさまで活気づき、冬本番でかに、ぶり、たら等、新聞にも取り上げられ、関係者の一人として期待を膨らませております。
今年も残すところあと19日ですが、年末年始に向け、海も時化が多くなりますが、安定した漁と海上安全を祈念して、あいさつとさせていただきます。
今日はよろしく願いいたします。

木 本 局 長 ありがとうございます。
議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。
最初に次第、資料-1「小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等について」諮問文が先にあるもの、資料-2「石川県資源管理方針の変更について」こちらも諮問文があるもの、資料-3「さんま、まあじ、まいわし、かたくちいわし及びうるめいわしの令和6管理年度における漁獲可能量の決定及び公表について」こちらも諮問文があるもの、資料-4「11月の許認可実績について」、参考資料として11月分の漁海況情報をおつけしています。
以上ですが、お手元におそろいでしょうか。

[全員、資料がそろっていることを確認後]

それでは新谷会長、議事の進行をお願いします。

新 谷 会 長 本日の議事録署名人を中村浩二委員と川島委員にお願いします。

[両委員 了承]

新 谷 会 長 では、議題1の「小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の一部改正についても説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師 資料1をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師

水産課川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明いたします。資料は右肩に資料1とあるものです。

まず2ページをご覧ください。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、小型いか釣り漁業（あかいか）です。

お示ししております制限措置のうち、うすいグレーに塗ってある太枠の部分が、今回ご審議いただく内容である、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、遊休許可の枠数管理の数です。これについて3ページでご説明いたします。

こちらは遊休許可の枠数管理から新規許可するものとなっております。県漁協加賀支所から1件の要望があったものです。

現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を資料に記載のとおり変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の102件、うち遊休許可の名簿管理の数15件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は103件となります。遊休許可の名簿管理の数は15件と変わりません。これによって、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の6件から1件減って5件になります。

以上を踏まえ、2ページに記載の小型いか釣り漁業（あかいか）の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を1、遊休許可の枠数管理の数を5とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間を令和5年12月12日から令和5年12月18日までとします。なお、許可等の取扱い方針については、今回資料として添付していませんが、取扱い方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくをお願いします。

新 谷 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問なし]

新 谷 会 長

質問等がなければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて許可等の取扱い方針の一部改正について、案のとおり了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

新 谷 会 長

では、次に、議題2の「石川県資源管理方針の変更について」知事より諮問がきておりますので、説明をお願いします。

山岸主任技師

資料2をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

原田主任技師

水産課の原田です。資料に沿って説明させていただきます。資料2を1枚めくっていただきまして、「石川県資源管理方針の変更について」とあるものをご覧ください。

資源管理方針につきましては、これまでも何度か、当委員会で審議して変更の手続きをさせていただいていますが、改めてということで、令和2年の改正漁業法施行及び国の資源管理基本方針に基づいて、各県で資源管理方針というのを定めまして、そのなかで全体的な本則の部分と魚種別に別紙において具体的な管理の内容を定めていくという構成になっております。内容につきましては、法律にある内容に沿って漁獲可能量TAC、個別割当てIQによる管理を基本とし、それが適当でない場合は、漁獲努力量による管理を行うといった内容ですとか、それぞれの魚種について、TAC対象魚種についてはどういった方針でTACの配分を実施していくかや、非TAC魚種については、必要と考える資源管理の手法を組み合わせる実施していくといった内容があったりということで、その他にも資料に記載してあるような内容が本則の部分に書いてあります。

資料の下の方、今回の変更点に移らせていただきます。

資源管理方針の本則の変更についてですが、まず、本県漁業の状況について、直近の統計値、これは令和3年の農林統計値が現状、最新値ですので、これに更新するというのと、別紙の追加がございます。7ページ以降に新旧対照表を付けてありますので、そちらをご覧くださいとわかりやすいかと思います。7ページの1番上のところから漁業の状況という欄がありまして、変更前は令和2年の数値が入っておりますが、令和3年の最新の統計値に更新してあります。

その少し下の部分、それぞれの別紙に具体的な管理方針を定めますということを書いてありますが、更新前は別紙1-8ズワイガニ系群日本海系群A海域までの8つの別紙が定められていたところですが、今回、2つの別紙を追加し、別紙1-10うるめいわし対馬暖流系群までの10つの別紙を定めることとしております。

5ページに戻っていただきまして、次からは資源管理方針の別紙のそれぞれの内容の変更についてご説明いたします。

まず1つ目、別紙1-1のさんまについて、本県においてはさんまを狙った漁業というのは実態がないので、そういった漁業は行いませんといったことが書いてありましたが、今回、改めて見返したところ、ここまでの記載は必要ないだろうといえますか、ここにこのように書くのはむしろ不適當なのではないかということで、この規定は削除させていただければと思います。

次に、まいわし対馬暖流系群の留保に関する事項の変更について、8ページの新旧対照表の中段に別紙1-3まいわし対馬暖流系群とありますけれども、この中の第3の2で県の留保の扱いについて記載してあります。変更前は、県の留保というのは必要な部分を留保枠と

して定めたいうで、融通等にもこの留保枠を使用することがありますと、そのうで、留保の数量というのは管理年度当初に県に配分される漁獲可能量のおおむね2割とすると書いてありましたが、ここ数年、資源の増加に伴い、国全体のまいわしのTACが大きくなっており、それに伴って石川県への配分もかなり大きくなっておりますので、ここに2割と明示してしまうと、実態にあった配分量にならないため、もう少し実態に合わせて柔軟な留保の設定をできるように変更したほうがよいだろうということで、「必要と認められる数量を留保する」といった内容に変更させていただければと思います。具体的な手続きとしましては、これまでどおり、海区漁業調整委員会において諮問・答申いただいたうで、数量を決定するという手続きになります。

続きまして、資料6ページをご覧ください。これまでが既存の内容についての変更でしたが、6ページにありますのが、資源管理方針の別紙に新規追加する部分の内容となります。2つの魚種が令和6年1月から特定水産資源、いわゆるTAC魚種に新たに追加されるということです。その2魚種につきまして、それぞれ別紙を追加することになります。1つはかたくちいわし対馬暖流系群、もう1つはうるめいわし対馬暖流系群です。

内容については、新旧対照表をご覧くださいと思いますが、基本的には国の策定例を基に作っているものです。

では2魚種がTAC魚種に追加されることで今後、どのような管理が進められるかにつきましては、資料の12ページから13ページに水産庁の説明資料を参考につけております。

12ページに「TAC管理のステップアップの考え方」という資料がございます。新たなTAC魚種ということで、漁業法の改正に伴いまして、対象魚種を増やしTAC管理を拡大していこうということで水産庁も進めておりますけれども、新たにTAC魚種を追加するという手続きにあたっては、いきなり既存のTAC魚種と同じような管理を行うのは現場の対応も難しいということから、ステップアップを図りながら進めていくという方針が示されているところでございます。表の一番下のステップ1というのが、今回、1月からかたくちいわしとうるめいわしで導入される内容になっております。ステップ1には①から③までありますが、まず①TAC報告の義務化、②TAC報告状況の確認・情報収集体制の確立、③魚種毎の課題に対する取組の実施とあります。まず、TAC管理の肝になる、TAC数量の報告・管理について、まずは漁獲実績を把握しないことには管理できませんので、その報告体制を整備していくことから始めていくというのがこの考え方になります。ステップ2、ステップ3に進んでいくに伴って、都道府県への具体的な配分量が提示されるようになり、場合によっては漁獲量を抑えていくにあたって具体的な現場での対応内容をしっかりと考えていくというのがこのステップアップの考えでありまして、ステップアップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展が得られたところで、SH会合を開催して意見交換を実施し、合意を持って、ステップ3の本格的なTAC管理に移行してまいりますといった方針が水産庁から示されているところであります。

13ページには「ステップアップ管理の具体的な内容」ということで

資料を付けてありますが、これについてはお時間のある時にご覧いただければと思います。基本的にはステップ1における取り組み内容であります、TAC報告体制の確立といった部分につきましては、本県においては漁協さんからの漁獲量の報告体制が整っていますので、差し当たって、ステップアップ1に進むことに伴う大きな課題や負担というものはないのかなと考えておりますが、TAC管理を進めていくにあたり、今後の具体的な対応についても引き続きしっかりと考えていく必要がございます。

6ページに戻っていただいて、今後のスケジュールについてですが、諮問答申いただいた内容は農林水産大臣の承認が必要となりますので、その承認申請を行いまして、その後、公報において告示という形で年内には発出する予定となっております。

なお、大臣承認手続き等の段階で、趣旨の異なる軽微な修正の指摘等があった場合の対応については、水産課に一任とさせていただきます。

説明は以上になります。

新 谷 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

橋 本 委 員

資源管理が重要だということは十分理解しております。例えば、ずわいがにのように資源調査や資源評価をしっかりと行い、それを基にTAC数量が算出されているものに関しては問題ないと思います。一方、資源調査や資源評価が全然進んでいない状況で、全体の漁獲量の8割をTAC管理にすることを水産庁は目指してこのステップアップという考え方が出されています。これについては、下手をすると資源調査や資源評価が全然行われていない魚種についてもこの流れに乗せて、1年から2年で評価した数字を基にとりあえずTAC管理を進めようという考え方があるように感じており、これはおかしいのではないかと考えています。

底びき網漁業においては、資源評価すら十分に行われていない魚種についてもTAC管理の話が出てきているため、全国底曳網漁業連合会含めて、おかしいという意見は水産庁に対して言っています。

ステップアップというのは、本来の資源調査等を行っていない魚種についても、調査の代わりに漁獲報告をさせ、その数値だけでTACを決めていこうという方針になっており、この水産庁のやりかたはおかしいと思います。当初、水産庁が言っていたのは、TACというのはあくまでも資源調査と資源評価を行い、この数量を超えたら資源が減ってしまうということが分かって初めてTAC管理を行うべきものであり、漁業者が反対するものに関しては行わないとのことでしたが、最近は全体の漁獲量の8割を目標に強引に進めているような感じがあります。

今回のかたくちいわしやうるめいわしに関しては何も反対はありませんが、調査もせずにTAC管理を進めていく今の水産庁のスタンスについて、個人的には反対です。

各団体の方々、魚種によってはTAC管理を進めるのはおかし

いのではないかとその意見をしっかりと伝えていかないと、気が付いたら変なTACを割り当てられる可能性があるのではないかと危惧しています。

原田主任技師

ご意見ありがとうございます。TAC管理というのは、水産庁からすると法律にこれが基本と書いてあるからというような言い方をするのですけれども、本来は資源管理を行っていくための一つの手法ということで、ずわいがにでは有効に機能してますとおり、しっかりと体制を整えたうえで運用すれば有効な手法ではありますが、それを有効に運用するための準備と言いますか、手法の確立には非常に手間がかかる部分となりますので、そこはしっかりとやるべきことはやるようにというのは、国にも働きかけつつ、県としても必要なことを行いながら進めてまいりたいと思っております。

かたくちいわし、うるめいわしについても、橋本委員がおっしゃったとおり、調査や評価の部分の課題が非常に大きい魚種でございますので、具体的な手法や運用の改善についても意見を伝えていきながら漁業者の皆様と共に資源管理を進めていけるような体制を作れるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

坂下委員

かたくちいわしやうるめいわしについて、県内で漁獲している人はいるのですか。

原田主任技師

県内では混獲による漁獲が多い魚種になります。かたくちいわしですと定置網でまいわし等との混獲が多いですし、うるめいわしにつきましても、定置網やまき網による混獲がございます。年によっても波が大きいので、一律に機械的な配分をしていくのも難しいという課題もあると考えています。そういった利用の実態も含めて、管理の内容を決めていかなければならないと感じております。

新谷会長

他に質問が無ければ、知事から諮問の「石川県資源管理方針の変更について」は、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

新谷会長

では、次に、議題3の「さんま、まあじ、まいわし、かたくちいわし及びうるめいわしの令和6管理年度における漁獲可能量の決定及び公表について」知事より諮問がきておりますので、説明をお願いします。

山岸主任技師

資料3をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

水産課原田です。資料の15ページをご覧ください。

さんま、まいわし、まいわし、かたくちいわし、うるめいわしの5魚種となっていますが、まいわし、かたくちいわし、うるめいわしの3魚種については科学的にも太平洋側と日本海側で別の系群とされていますので、対馬暖流系群という表記になっております。

令和6管理年度とありますが、この5魚種については管理の年度区切りが1月から12月までとなっております、年明け1月から12月までのTACの当初配分を定める手続きとなっております。

まず概要について、資料の表をご覧くださいとわかりやすいと思いますが、さんまにつきましては現行水準（目安数量10トン未満）と令和5管理年度と同様の配分案となっております。

まあじにつきましては現行水準、目安数量は2,335トンと、令和5管理年度の2,304トンから微増となっております。

まいわしにつきましては令和6管理年度の案としまして40,900トンという数字が国から示されておまして、令和5管理年度の当初配分量31,100トンから増加しております。これは、まいわしの資源が大きくなっているという資源評価結果に基づいて増えたという部分が要因としてあります。

かたくちいわし、うるめいわしにつきましては、これまでになかったような書き方になっておまして、それぞれ77,000トンの内数、44,000トンの内数となっております。先ほど説明しましたステップアップの管理ということで、最初は各都道府県に対して、具体的な数量を配分するのではなく、あくまで全体の内数のなかで管理しますというような示し方が国からされているところであります。

これが県全体の数量配分ということで、国から通知のあった内容の説明になります。

資料の16ページをご覧ください。県内漁業に対する具体的な配分数量が生じるものとして、まいわしがございます。毎年、当委員会で数量設定について諮問申いただいておりますが、前提としまして、資源管理方針に（1）TACのうち、必要と認められる数量を県の留保とする。（2）留保を除いた数量で直近3年間の漁獲実績の比率に基づいて漁業種類別に配分することを基礎とする。（3）来遊状況に応じ不足が生じた場合には、留保から配分するといった内容が記載されております。

今回の配分数量案を下の表に記載してあります。県全体のTACは先ほど申し上げたとおり40,900トン、そのうち16,900トンを留保とさせていただきたいと考えております。残りが24,000トンとなりますが、これは近年、県内で最大の漁獲実績があった年の漁獲量がこの程度でしたので、これを目安にまずは当初の数量ということで設定を考えております。

内訳といて、具体的には中型まき網漁業に6,000トン、その他漁業、実質的にはほとんどが定置網になりますが、18,000トンを配分案として考えております。資源管理方針に書いてある直近3年間の漁獲実績の比率については、それぞれの配分数量案の下に記載してありまして、直近3年漁獲実績の平均値は中型まき網が2,670トンで約21%、定置漁業が10,298トンで約79%となっております。純粹にこの比率で配分すると中型まき網の数量はもう少し小

すか。

橋 本 委 員

本日の北國新聞にずわいがにの漁獲量がかなり減ったとの記事が掲載されました。昨日、担当記者から私の方に取材がありまして、その際には記者の持っている数字は間違っていると十分説明はしたのですが、従わずにあのような記事がでました。実際、11月末までの漁獲量ですが、香箱がにには昨年比29%増加、7年平均で69%増加、加能がにについては昨年比5%減少、7年平均で15%減少、ずわいがに全体で昨年比16%増加、7年平均で31%増加ということで、ずわいがにはたくさん獲れています。漁に出ている日数は極端に少ないですが、1出漁当たりの漁獲量は多く安定的に獲れており、単価もここ数年と比べるとリーズナブルになっています。

新聞社には抗議の連絡はいたしました、記事の内容に大きな誤りがありましたので、この場で訂正させていただきました。

新 谷 会 長

これ以上なければ、事務局からお願いします。

山 岸 主 任 技 師

次回の委員会についてご連絡いたします。次回は1月23日(火)、13時30分から、会場は県庁11階の1109会議室で開催したいと思います。

新 谷 会 長

皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

新 谷 会 長

以上をもちまして、本日の委員会を終了します。
ご苦労様でした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員